

新型コロナウイルス関連支援情報

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報の一部を紹介します。その他の支援情報など、詳しくは市ホームページを確認してください。



市ホームページ

個人向けの支援

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯などに対して、臨時特別給付金を支給しています。☎市臨時特別給付金コールセンター(☎0570・006・180=午前9時~午後5時30分。土・日曜日、祝・休日は除く)か福祉総務室(☎6368・7348)。

対象者

- (1)令和3年12月10日時点で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(生活保護世帯含む)。
- (2)(1)以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)。

ただし、(1)(2)いずれも令和3年度分の住民税(均等割)が課税される人の扶養親族などのみからなる世帯は除く。

給付額

1世帯当たり10万円

支給手続き

対象者(1)は、確認書を送付しましたので、必要事項を記入し、書類を添付して返送してください。対象者(2)は、市ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添付して郵送してください。

手続き期限

9月30日(金)消印有効

その他、詳しい情報は市ホームページを確認してください。



同給付金のページ

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童手当(本則給付)を受給する世帯などに対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

申請が不要な人へは「給付金のお知らせ」を送付しています。☎子育て給付課(☎6384・1470☎6368・7349)。

対象者

- (1)令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給を受けた人。
 - (2)令和3年9月30日時点で吹田市に居住し、平成15年4月2日~平成18年4月1日に出生した児童を養育する人。
 - (3)令和3年10月1日~令和4年3月31日に出生した児童を養育する人。
- ただし、(2)、(3)については、令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額を超えない人。

支給額

児童1人当たり10万円

申請が必要な人

◇公務員以外の人

■対象者(2)に該当し、令和3年9月分の児童手当を受給していない人。

◇公務員の人

■対象者(1)に該当し、令和3年9月30日時点で吹田市に居住する、吹田市から令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けていない人。

■対象者(2)、(3)に該当する人。

申請期限

3月31日(木)。令和4年4月分の児童手当認定か額の改定を請求した人は、4月28日(休)。

その他、詳しい情報は市ホームページを確認してください。



同給付金のページ

国の給付金支給対象外向け 子育て世帯への臨時特別給付金

市独自事業

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、児童手当の所得制限限度額を超えるなどの理由により国の給付金の支給対象とならなかった世帯に対し、市独自で子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

申請が不要な人へは「給付金のお知らせ」を送付しています。☎子育て給付課(☎6384・1470☎6368・7349)。

対象者

(1)申請日時時点で吹田市に居住し、平成15年4月2日~令和4年3月31日に出生した児童を養育する、下記のいずれかの条件に当てはまる人。

ア 児童手当の所得制限限度額を超えたことにより、国の給付金の支給対象外となった児童を養育する人。

イ 令和3年10月1日以降に国外から転入した児童を養育する人。

ウ 配偶者からの暴力を理由として避難し児童を養育する人。

(2)令和4年4月1日に出生した児童を養育する人。

ただし、(1)(2)いずれも令和4年4月1日以降の転入者や、他市で同様の給付金を受給済みの人は除く。

支給額

児童1人当たり5万円

※申請者の令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額を超えない場合は10万円

申請が必要な人

◇公務員以外の人

■対象者(1)に該当し、吹田市から令和3年9月分の児童手当(特例給付)を受けていない人。

◇公務員の人

■対象者(1)に該当し、吹田市から令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けていない人。

■対象者(2)に該当する人。

申請期限

3月31日(木)。令和4年4月分(対象者(2)に該当する人は5月分)の児童手当認定か額の改定を請求した人は、4月28日(休)。

その他、詳しい情報は市ホームページを確認してください。



同給付金のページ

事業者向けの支援

事業復活支援金(経済産業省)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した中小法人・個人事業主に支援金を支給します。☎同支援金コールセンター(☎0120・789・140)。

対象

令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月~令和3年3月の間で任意の同じ月の売上高と比較して、30%以上減少した事業者。

給付額

中小法人は、最大250万円。個人事業者などは、最大50万円。売上げなどの状況により給付額は変わります。詳しくは同支援金ホームページを確認してください。

申込方法

5月31日(火)までに、同支援金ホームページから電子申請。国の一時支援金か月次支援金を受給していない場合は、申請前に登録確認機関の事前確認が必要。

電子申請が困難な場合は、申請サポート会場(最寄りは大坂会場・大阪市中央区OMMビル)を利用してください。要予約。予約申し込みは同支援金コールセンターへ。



同支援金
ホームページ